甲府市との協議内容　　　　（　R7.3.11）

甲府支部より会員各位

令和７年度の新様式について

①利用票（第６表）について

甲府市としてはまず6表の利用票については、R3年改正より確認印がなくなっている。甲府市としては、欄外のどこでもいいのでサイン又は押印をお願いしている。（旧様式でも可能）とのこと。新様式に関してもそのように考えているとのこと。→利用者確認のために（場所はどこでも大丈夫）署名、又は押印をいただく必要がある。

②居宅サービス計画書（第１表）について

（問）

介護最新情報№1286により、令和7年4月から居宅サービス計画書第1表の様式が変わりました。以前は第1表の下部に「利用者の署名欄」があり、署名を必要としていましたが、新様式では署名欄がなくなりました。これは、第1表に利用者から署名を得る必要がなくなったということでしょうか？

（回答）

国が提供した元々の第1表の様式には署名欄は存在しませんでした。しかし、運営基準第13条10により、「介護支援専門員は、居宅サービス計画の内容について利用者やその家族に説明し、文書により利用者の同意を得なければならない」と定められています。そのため、各居宅介護支援事業所のシステムでは、法律に基づき、システム開発者が独自に「署名欄」を設けていたと思われます。 国の様式については、「特定の様式の使用を強制するものではない」との注釈がつけられています。

甲府市としては、上記法令の趣旨（文書により利用者の同意を得ること）を尊重し、第1表に「署名を得ること」は、これまでの署名欄のある様式が適切であると考えており、当市指導監査課の運営指導においても第1表に署名を求めていました。

山梨県健康長寿推進課に確認したところ、利用者からの同意は第6表に示されていればよく（第6表の欄外に利用者の署名を記載する若しくは電磁的方法による同意）、第1表のついては署名はいらないとのことでした。

このことから、県の見解を踏まえ、課内で再度検討を行った結果、甲府市においては第1表に（同意の）署名は求めず、第6表に署名がなされていればよいと解します。

Q　６表に関して押印しかしていない場合は、署名とは認められず、１表に署名をいただく必要がある。という解釈でよろしかったでしょうか？

A　第1表につきましては署名は必要ありません。第6表に署名が必要となります。